

京都市教育関係職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第12号

京都市教育関係職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育関係職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名中「京都市教育関係職員」を「京都市教育委員会職員」に改める。

本則第1項中「において教育委員会が」を「及び京都市職員の配偶者同行休業に関する条例において別に」に、「同条例」を「これらの条例」に改め、「京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあつては京都府立学校教職員との、同条例の適用を受けない事務員、給食調理員、管理用務員及び養護職員にあつては」を削り、「との権衡を考慮して教育長が定める」を「の例による」に改める。

本則第2項中「係る育児休業」の右に「及び配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)